

松戸市通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

松戸市通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、本市においても各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議し安全対策を講じてきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関との連携体制を構築し、「松戸市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関が連携して、児童が安全に通学できるように通学路の安全確保を図るため、以下をメンバーとする「松戸市通学路安全推進会議」を設置します。

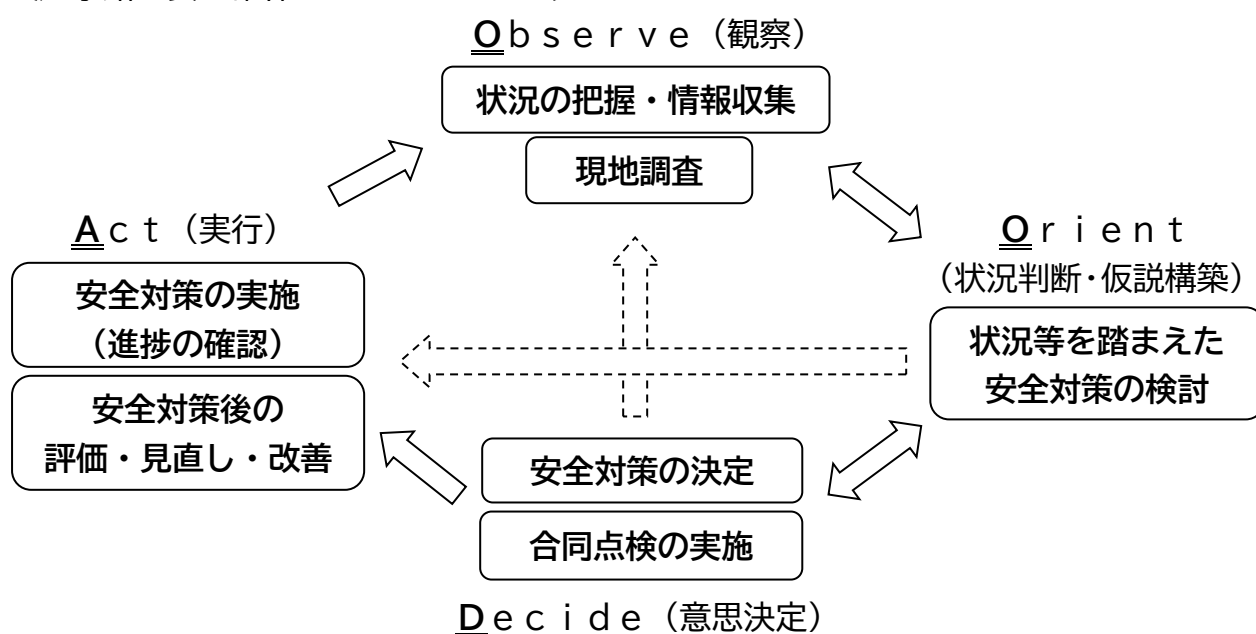
- ・千葉県松戸警察署
- ・千葉県松戸東警察署
- ・千葉県東葛飾土木事務所
- ・松戸市建設部 道路維持課
- ・松戸市市民部 市民安全課
- ・松戸市子ども部 子ども居場所課
- ・小学校代表者（小学校長会より選出）
- ・PTA代表者（PTA連絡協議会より選出）
- ・松戸市教育委員会 学務課

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、OODAループとして実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

〔通学路の安全確保のOODAループ〕



(2) 状況の把握・情報収集及び現地調査

- 市内の小学校は、4月に通学路の安全点検を実施し、学区の危険箇所（生活安全面、交通安全面、災害安全面）等の情報を記載した地図（安全マップ）を作成します。

また、登下校指導等、児童の様子を把握し、生徒指導や交通安全指導を行うとともに、交通安全対策が必要な箇所はないか現地調査をします。

- 年間を通して、状況の把握・情報収集を行い、市内小学校と教育委員会、関係機関で情報を共有し、連携を図れるようにします。

(3) 状況等を踏まえた安全対策の検討

- 市内の小学校は、5月に安全対策が必要な箇所について、安全対策が必要な具体的理由、学校が希望する安全対策等を検討し、「通学路における合同点検が必要な箇所一覧」を教育委員会に報告します。

- 教育委員会は、5月に小学校から「通学路における合同点検が必要な箇所一覧」の報告についてとりまとめ、上記の留意点等について確認します。

また、合同点検の日程を、関係機関と調整します。

- 道路環境の変化や通学路指定の変更、その他安全対策を実施しなければならない特段の事由が生じた場合等、学校の要望に応じ、随時安全対策を検討します。

(4) 安全対策の決定・合同点検の実施

- 「通学路における合同点検が必要な箇所一覧」で決定した安全対策について、合同点検を6月から8月にかけて実施します。

- 合同点検の体制

・参加者：学校関係者、教育委員会、道路管理者、警察、市関係課等

・点検内容：該当箇所の安全対策についての可否及び代替案を共通認識する。

ハード面の対策とソフト面の対策と多角的に捉えながら点検する。

＜ハード面の対策＞

・電柱幕や路面標示

・外側線やグリーンライン

・防護柵

・信号機や横断歩道

・道路補修や樹木の剪定 等

＜ソフト面の対策＞

・通学路指定の変更

・交通安全教育

・見守り活動

・交通規制 等

(5) 安全対策の実施（進捗の確認）及び安全対策後の評価・見直し・改善

- 安全対策の実施にあたっては、関係者間で連携を図り、既存の整備計画や別途要望に係る対策と組み合わせて実施することを妨げません。

- 教育委員会は、合同点検に係る安全対策の実施箇所について、11月から12月に関係機関に確認したり、現場確認をしたりして、進捗を確認します。

また、未対応箇所については、今後の予定を確認します。

なお、その内容について、学校へ情報共有します。

- 安全対策実施後の箇所について、対策効果を学校へ調査し、調査結果をもとに、今後の通学路の安全対策・確保に役立てます。

また、次年度の通学路点検の計画の見直し・改善を図ります。

(6) 推進会議の開催

- | | | | |
|-------|----|-------------|---|
| 第1回会議 | 4月 | 活動方針の確認 | 等 |
| 第2回会議 | 2月 | まとめ、来年度の方向性 | 等 |

4 対策箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、小学校ごとの「対策箇所一覧表」を作成し、公表します。

5 通学路の指定

(1) 通学路の指定

- ① 通学路は学校長が指定し、教育委員会へ報告し、承認を受けるものとする。
- ② 学校及び地域等と連携して道路の調査を行い、児童が登下校をする際に、安全であると認めた道路を指定することとする。

(2) 通学路指定の基準（概ね①～⑧の基準により指定することとする）

- ① 学区内であること。
- ② 登下校の際、概ね40人程度の児童が通ること。
- ③ 小学校の敷地の出入口から概ね1km以内の区域であること。
- ④ できるだけ歩車道の区別があること。
※区別がない場合、次の条件にできる限り適合すること。
 - ・比較的交通量が少ない。
 - ・児童の通行を確保できる幅員がある。
- ⑤ 横断箇所には、横断歩道や信号機等の交通安全施設が整備されていること。
※施設がない場合、次の条件にできる限り適合すること。
 - ・比較的交通量が少ない。
 - ・注意喚起の表示がある。
- ⑥ 見通しが悪い場所や人目につきにくい場所、犯罪発生の可能性が高い場所は避けること。
- ⑦ 主要経路が明確になっていること。
※通学路の指定道路が基盤の目状にならないよう、児童の家から学校までの通学経路が明確であること。
- ⑧ その他児童の通学路として道路環境が適切であること。

(3) 通学路の指定の変更

- ① 新しい道路や住宅の建設等により、道路状況が変わった際は、必要に応じてより安全な道路へと指定を変更し、児童の登下校の安全を確保することとする。
- ② 指定変更の際は、速やかに、「通学路の指定について」の申請書及び変更内容のわかる通学路指定図を教育委員会へ報告し、承認を受けることとする。
- ③ 教育委員会は、承認後、関係機関へ指定変更について速やかに報告することとする。

平成26年4月策定

令和 元年6月一部改定

令和 4年6月一部改定

令和 5年4月一部改定

令和 6年4月一部改定

令和 7年4月一部改定